

大阪産(もん)プロモーション強化事業(大型イベント)企画運営業務に係る 企画提案公募要領

大阪府では、来阪観光客等の「トキ・コト消費」を促すため、府内各地の地場産品について観光資源としての価値を向上・創出するとともに、効果的な誘致策を検討し、イベント等を通じて府内外に向け「食の観光」の魅力発信、府内全域の大阪産(もん)(※1)生産地等への誘客・周遊促進をめざすことを目的に「大阪産(もん)プロモーション事業(大型イベント)企画運営業務」を実施します。

この業務では、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

(※1) 大阪産(もん)：大阪府内で生産された農林水産物とそれらを使った加工品

本事業は、「令和8年2月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付の事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

1 業務名

大阪産(もん)プロモーション強化事業(大型イベント)企画運営業務

(1) 業務の趣旨・目的

大阪府では、万博を契機とした大阪への関心の高まりに伴う来阪者増をふまえ、大阪産(もん)・大阪産(もん)名品(※2)を「味わえる・買える・体験できる」魅力ある観光コンテンツの一つとして、さらなる需要創出に向けた取組等を展開している。

大阪府内では、新鮮で完熟、ここでしか食べられない様々な農林水産物「大阪産(もん)」が生産・収穫されており、大阪土産として最適な「大阪産(もん)名品」と併せて、大阪の魅力的な食の観光資源として国内外の観光客を誘引するポテンシャルを有している。

令和7年に開催された大阪・関西万博では、大阪産(もん)・大阪産(もん)名品の活用拡大を図るとともに、来阪する多くの方にその魅力を発信してきた。国内外から大阪に注目が集まっていることから、これを好機と捉え、府内市町村や民間企業等との連携により、魅力的な大阪産(もん)を“味わえる”・“見る”・“知る”といった“まるごと体感できる”参加・体験型の大型イベントを、インバウンドを含む府内外からのイベント誘客につなげる効果的なプロモーションとともに実施し、イベント会場での実体験を通じて、来阪観光客の“実際に府内生産地へ訪れたい”機運醸成づくりをすることで、大阪産(もん)の生産地への誘客・周遊促進を図る。

(※2)「天下の台所・大阪」で長く愛され続けている、お土産や贈り物にもおすすめの加工食品

(2) 業務概要

- ・大型イベント・関連イベントの企画・実施
- ・効果検証

(3) 委託上限額

41,892,000円（消費税及び地方消費税含む）

2 スケジュール

令和8年3月16日（月） 公募開始

令和8年3月26日（木） 説明会開催

令和8年4月7日（火） 午後5時 質問受付締切

令和8年4月20日（月） 午後5時 提案書類提出締切

令和8年5月12日（火） 選定委員会

令和8年5月下旬頃 契約締結・業務開始

令和9年3月31日（水） 業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（6）は共同企業体の代表構成員が有していればよい。）

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による

更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 令和3年4月1日からこの公示の日までの間に、同種又は類似の業務について誠実に履行を完了した実績を有すること。
- (7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (8) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (9) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和8年3月16日(月)から令和8年4月20日(月)まで

イ 配布方法

流通対策室ホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120110/big-event.html>)からダウンロードしてください。(直接の受け渡し、郵送による配布は行いません。)

ウ 受付期間

令和8年3月16日(月)から令和8年4月20日(月)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から午後5時まで)

エ 受付場所

大阪府環境農林水産部流通対策室ブランド戦略推進課大阪産推進グループ

住 所：大阪市住之江区南港北1丁目14-16
大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモスタワー）23階
電話番号：06-6210-9605

オ 提出方法

書類は受付場所への持参、もしくは郵送で提出してください。

※令和8年4月20日（月）午後5時必着でお願いします。

※持参の場合は、事前に電話連絡（06-6210-9605）をお願いします。

※郵送の場合は、配達までの送達過程が確認できる簡易書留等により提出してください。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類（以下、記載例）

ア 応募申込書（様式1：正本1部、副本4部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本4部）

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部、副本4部）

エ 事業実績申告書（様式4：正本1部、副本4部）

上記（様式4）に加え、別途、過去に実施した類似の事業実績の詳細資料がある場合は提出してください（様式自由：正本1部、副本4部）。

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式5：1部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）

③ 委任状（様式7：1部）

④ 使用印鑑届（様式8：1部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）

キ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

ク ①法人登記簿謄本（1部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ケ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代え

ます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

① 貸借対照表

② 損益計算書

③ 株主資本等変動計算書

サ 障害者雇用状況報告書の写し（１部）

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 40.0 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し
- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）
- ・常時雇用労働者数が 40.0 人未満の事業者は、「障がい者雇用状況報告書（様式 10）」を提出してください。

シ 温室効果ガスの削減目標の設定（様式 11：１部）

- ・以下に該当する場合はその証明となるものを提出してください。

①－ 1 SBT 認定

- ・提案書類の提出締切日の時点で、SBT の公式ホームページに取得企業として掲載されているページの画面コピー（※取得直後で公式ホームページに情報が掲載されていない場合に限り、「APPROVAL LETTER（SBT 認定通知）」の画面コピーでも可。）
- ・応募者名と公式ホームページに記載されている企業名が一致しない場合（グループで認証を取得している場合）は、自社が当該グループに属していることが確認できる書類

①－ 2 RE100

- ・提案書類の提出締切日の時点で、RE100 の公式ホームページ等（英語の RE100 のページまたは日本語の JCLP のページ）に取得企業として掲載されているページの画面コピー
- ・応募者名と公式ホームページに記載されている企業名が一致しない場合（グループで認証を取得している場合）は、自社が当該グループに属していることが確認できる書類

①－ 3 RE Action

- ・提案書類の提出締切日の時点で、RE Action の公式ホームページに取得企業として掲載されているページの画面コピー
- ・応募者名と公式ホームページに記載されている企業名が一致しない場合（グループで認証を取得している場合）は、自社が当該グループに属していることが確認できる書類

② 大阪府気候変動対策条例に基づく対策計画書

- ・令和 8 年 3 月 30 日までに提出された、大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく対策計画書または変更届の「表紙」のコピー
- ・応募者名と届出者名が一致しない場合（グループで届出している場合）は、自社が当該グループに属していることが確認できる書類

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 企画提案書はカラーとしてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「大阪産(もん)プロモーション強化事業(大型イベント)」提案書
株式会社〇〇(法人名)

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和8年3月26日(木) 午後2時から午後3時まで

(2) 開催方法

オンライン会議システム Microsoft Teams によりオンライン開催
(申込みいただいた方には別途視聴 URL をご連絡します。)

(3) 申込方法

参加事業者名、役職・氏名、連絡先を明記の上、

電子メール(ryutsutaisaku-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp)で申込みください。

ア 件名に「【説明会申込み】大阪産(もん)プロモーション強化事業(大型イベント)」と明記してください。

イ 電子メール送信後、必ず電話で受信の確認をお願いします。

ウ 口頭、電話による申し込みは受け付けません。

エ 応募にあたって説明会の参加は必須ではありません。

(4) 申込期限

令和8年3月23日(月) 午後5時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和8年4月7日(火) 午後5時まで

(2) 提出方法

質問票(様式12)により電子メール(ryutsutaisaku-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp)で受け付けます。

ア 件名に「【質問】大阪産(もん)プロモーション強化事業(大型イベント)」と明記

してください。

イ 電子メール送信後、必ず電話で受信の確認をお願いします。

(電話：06-6210-9605 土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

ウ 質問への回答は流通対策室ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120110/big-event.html>)に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の使用は可能です。(パソコン及び必要機材は府が準備、設定等は応募事業者が実施)

※発表内容には、提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報を含めないでください。

※発表用のデータについては、令和8年4月20日(月)午後5時までに電子メール(アドレス: ryutsutaisaku-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp)で提出してください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点		
大型イベント等の企画・実施に係る提案	<ul style="list-style-type: none">提案内容が具体的で、実現可能な内容となっているか。提案内容は業務費の規模からみて妥当となっているか。本業務の趣旨・目的を正しく理解し、大型イベントを中心とする広報・プロモーションにより、来阪観光客の府内生産地等へ誘客・周遊促進を生むような実施計画について、その内容が実施目的を達成できるものとなっているか。	15点	40点	
	大型イベント企画内容	万博レガシーを活かすとともに、大阪府内各地の大阪産(もん)の魅力や食文化等との組み合わせにより効果的に発信しており、参加・体験型コンテンツが十分に盛り込まれた内容になっているか。		5点
	広報・プロモーション	<ul style="list-style-type: none">府内外から大型イベントに誘客する広報・プロモーションについて、インパクトある広報媒体や統一的に見える手法等が、工夫を凝らした内容となっており、実施目標を達成できるものになっているか。イベント会場に来場できない方にも、大阪産(もん)の生産地等への誘客・周遊促進のインセンティブを図る手法等について、工夫を凝らした内容となっており、実施目標を達成で		10点

		きるものになっているか。	
	関連イベント企画内容	<ul style="list-style-type: none"> 大型イベント以外に実施する民間企業等と連動した大阪産(もん)イベントは、旅ナカで必ず来阪観光客の目に留まり、楽しめるよう工夫を凝らした内容となっており、実施目標を達成できるものになっているか。 府内市町村や民間主導型の取組と連動し、通年でプロモーションできるような仕掛けが十分に盛り込まれた内容になっているか。 	10点
効果検証に係る提案	本業務の目的達成状況の把握について、効果検証に有効な具体的手法が提案されているか。		10点
事業の実施体制及びスケジュール管理	<ul style="list-style-type: none"> 本業務を効果的・効率的・安全に行うことができる十分な専門的知識や実行力、企画力等を有するとともに、本業務の実施にあたり必要なノウハウやスキル等を有する担当者が適切に配置され、的確な業務遂行が可能な体制となっているか。 大型イベント等の業務実績や、大阪産(もん)の魅力等への精通、府内外から多くの来場者を誘客できるイベント内容を企画・運営等するにふさわしい人材をプロデューサーに選任するなど、本業務の実施目的達成に必要な人材を配置しているか。 業務を円滑・確実に実施できる運営体制が確保されているか。 出店者募集や広報等の準備段階から府内市町村や民間企業等と多岐にわたる調整を行い、かつ実効性の高いスケジュールが示されているか。 安定的な運営が可能となる財政的基盤であるか。 本業務を受託するにあたっての提案事業者の強みがあるか。 		30点
障がい者雇用	常用労働者40.0人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者40.0人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているか。		5点
温室効果ガスの削減目標の設定	温室効果ガス削減目標を設定し、SBT認定、RE100、RE Actionのいずれかの取得や、大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく対策計画書の届出をしているかどうか。(SBT認定、RE100、RE Actionの取得：3点、対策計画書の届出：2点) ※ただし、重複評価は行わない。 <対策計画書の届出について> 大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づき策定している気候変動対策指針で示している温室効果ガスの削減目標の目安(1年あたり1.5%)以上の目標を設定した対策計画書を届出していること。		5点
価格点	価格点の算定式 $\text{満点(10点)} \times \frac{\text{提案価格のうち最低価格}}{\text{自社の提案価格}}$		10点
合 計 (委員1名あたり)			100点

※評価の基準に基づき、受注者からの提出書類及び説明等を踏まえ、業務実績や進捗状況を事業者評価委員会は評価を実施する。

※評価点は、全委員の得点の平均値とします。

※最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しません。

※「障がい者雇用」「温室効果ガスの削減目標の設定」「価格点」は、各事業者の応募書類から先に算定し、別紙の採点表に事務局で記載します。

(3) 審査結果

- ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。
 - イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を流通対策室ホームページ (<https://www.pref.osaka.lg.jp/ol20110/big-event.html>) において公表します。
応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。
- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
 - * 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
 - ② 全提案事業者の名称 * 申込順
 - ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
 - ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
 - ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
 - ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講ずることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式13）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

- イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。
- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

掲載 HP:https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/puropo.html